5　第三項の規定は、公安委員会が前項の規定により特例取得免許を取り消そうとする場合について準用する。

6　第百四条の規定は、第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消す場合について準用する。ただし、第一項又は第四項（第百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるときに係る部分に限る。）の規定により特例取得免許を取り消す場合においては、第百四条第三項の規定は、準用しない。

7　第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消された時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

第百四条の三第一項中「前条第一項」を「第百四条の二の三第一項」に、「第三項又は」を「第三項、」に改め、「第百三条第四項」の下に「又は前条第一項、第二項若しくは第四項」を加える。

第百六条中「第九十一条」の下に「若しくは第九十一条の二第二項」を、「第百三条第四項」の下に「、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項」を加え、「第三項まで」を「第四項まで」に、「若しくは第十三号」を「、第十三号若しくは第十四号」に改める。

第百六条の二第二項中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

第百七条第二項中「第四項」の下に「、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項」を加える。

第百七条の五第二項第三号中「又は第三号」を「、第三号又は第六号」に改め、同条第九項中「前条」を「第百二条の二」に改める。

第百八条の二第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　基準該当若年運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する特例取得免許に係る自動車の運転に関する講習

第百八条の二第三項中「まで若しくは」を「まで、」に、「第十四号まで」を「第十三号まで若しくは第十五号」に改め、同条第四項及び同条の付記を削る。

第百八条の三の五を第百八条の三の六とする。

第百八条の三の四中「第百八条の二第一項第十四号」を「第百八条の二第一項第十五号」に改め、同条を第百八条の三の五とする。

第百八条の三の三第一項中「前条」を「前二条」に改め、同条の付記中「第百十七条の五第三号」を「第百十七条の五第二号」に改め、同条を第百八条の三の四とし、第百八条の三の二の次に次の一条を加える。

（若年運転者講習の手続）

第百八条の三の三　公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、基準該当若年運転者に対し、その者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が第百二条の三の政令で定める基準に該当することとなつた後速やかに、第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を行う旨を書面で通知しなければならない。

第百八条の四第一項第一号中「者（」の下に「第三号及び」を加え、同項第二号中「者（次条」を「者（同条」に改め、同項に次の一号を加える。

三　若年運転者講習　運転適性指導員が置かれていることその他若年運転者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

第百八条の四第二項中「又は初心運転者講習」を「、初心運転者講習又は若年運転者講習」に改める。

第百八条の五第一項中「取消処分者講習」の下に「又は若年運転者講習」を加える。

第百八条の七の付記、第百八条の十八の付記及び第百八条の三十一の付記中「第百十七条の五第三号」を「第百十七条の五第二号」に改める。

第百八条の三十二の二の見出しを「（運転免許取得者等教育の認定）」に改め、同条第一項中「受けている者」の下に「又は特定失効者若しくは特定取消処分者」を加え、「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　当該課程が、交通安全教育指針に従つて行われるものであり、かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ　第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ロ　第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせる効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

第百八条の三十二の二第三項から第五項までの規定中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、第六章の四中同条の次に次の一条を加える。

（運転免許取得者等検査の認定）

第百八条の三十二の三　免許を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対し加齢に伴つて生ずるその者の身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認するための検査（以下「運転免許取得者等検査」という。）を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその方法の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該方法により行う運転免許取得者等検査が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一　公安委員会が運転免許取得者等検査に関する技能及び知識に関して行う審査に合格した者その他の運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。

二　第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他の運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行うための設備として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。

三　当該方法が次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ　認知機能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ロ　運転技能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、加齢に伴つて生ずる身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認する効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準

2　前条第二項から第六項までの規定は、運転免許取得者等検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同条第三項中「課程」とあるのは「方法」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「、第一項」とあるのは「、次条第一項」と、「第百八条の三十二の二第一項」とあるのは「第百八条の三十二の三第一項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「第二項から前項まで及び次条第一項」と、「第一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（罰則）

第二項については第百二十三条の二）

第百八条の三十三中「第九十二条の二第一項」の下に「、第九十七条の二第一項第三号イ」を加え、「第百二条の二」を「第百一条の四第三項、第百二条の二、第百二条の三」に改め、「第百三条第一項第五号」の下に「、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項」を加え、「又は次条」を「、第百八条の三の三又は次条」に改める。